

野焼きは違法行為です!!

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は1億円)以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外に該当する場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出してください。

例外になる場合

- ・廃棄物処理法の基準に従って焼却炉等で廃棄物を焼却する場合
- ・どんど焼きなど社会慣習上やむをえないもの
- ・焚き火などの周辺の生活環境に与える影響が軽微なもの

空き地を管理していますか？

雑草が伸びることにより虫が発生したり、見通しが悪くなるなど近隣住民の方に迷惑をかけている空き地があります。また、これからの乾燥する季節では、枯れた雑草は燃えやすく、タバコの投げ捨てなどにより火災に発展する可能性もあります。空き地を所有している方は、近隣住民の方々の安全で安心な暮らしの為に定期的な除草や清掃などを行い、適正に管理するようにお願いします。

困っています・・・

誰もが、犬・ねこが好きとはかぎりません。ルールを守らない犬・ねこの飼い方は誰もが不快です。特に問題になっているのは、「ふん」の後処理です。散歩中は「ふん」を片付ける道具を携帯し、必ず「ふん」を片付け自宅で処理してください。

「ふん」の処理は飼い主の責任です！

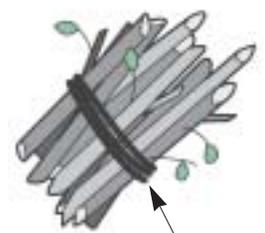
ねこに関する苦情や相談が多く寄せられています。花壇に「ふん」をしたり、荒らしたりと困っています。ねこは専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。みんなから、理解の得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬・ねこを飼いましょう。飼い主のモラルが問われています。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。ルールを守って人にも犬・ねこにも優しい街づくり

皆さまのご協力に感謝!! ～「小枝」収集～

ごみの減量と循環型社会を目指し焼却ごみとして収集していた剪定枝を、「小枝」の日”に分別収集しています。市内全域で4月から9月の収集量は約48トンです。

～“剪定枝”を紙または麻ひもで束ねて!!～

現在剪定した枝は、ごみ減量化と循環型を目指し焼却せず資源化するために、行政カレンダーの“小枝の日”に束ねて出してもらっています。束ねる際は、できるだけ紙・麻ひもをお願いします。引き続きごみ減量化と分別収集にご協力をお願いします。



紙ひも・麻ひも

国分寺・南河内地区の皆さまへ

<中央清掃センター土曜搬入日の変更>

中央清掃センターでは、第2、4土曜を開場し、ごみ搬入を受けていますが、11月8日(土)がフェスティバル準備のため閉場となりますので、搬入日が11月15日(土)に変更となります。ご協力よろしくをお願いします。

石橋地区の皆さまへ

<クリーンパーク茂原への可燃性粗大ごみの搬入について>

破砕機工事のため、11月10日(月)から11月15日(土)まで可燃性粗大ごみ(家具類、布団、木の枝等)の搬入ができませんので、ご協力よろしくをお願いします。